

令和 7 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 水質情報管理システム保守点検業務
- 2 事業者名 株式会社NTTデータ北海道
- 3 特定理由

本システムは、自動水質計器で測定された水源や給配水等の様々な水質情報を収集及びデータベース化し、これらを情報処理することにより、常時水質監視等を行うものである。

上記業務は、本システムの主要部分を構成するサーバ及びソフトウェアの定期的な点検整備、不具合発生時等の対応を行うものであるが、本システムのソフトウェアは当該業者が本市用に製作し、著作権法で保護されているため、そのプログラム構造は当該業者以外には知りえない情報である。

さらに、本システムに不具合が生じた場合には、常時水質監視が困難となり、水道水質管理に影響を与えるおそれがあるため、迅速かつ信頼性のある復旧作業が必要である。

従って、上記業務は本システムについて熟知、精通している当該業者しか行うことはできない。

- 4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

令和 7 年度

(単位：円)

(備考)



業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 ユーザ管理システム保守業務
- 2 業者名 株式会社 N T Tデータ北海道
- 3 特定理由 本業務は、平成 30 年度に利用開始したユーザ管理システムについて、定期的なログの確認や、不具合発生時の調査・復旧作業等を行うものである。
ユーザ管理システムは、株式会社N T Tデータ北海道が当局の調達仕様に基づき専用に開発したものであり、同業者はシステム構造やシステム改修方法について把握している唯一の業者であるため、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

令和 7 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することとしたい。

記

1 件 名

財務会計システム維持管理業務

2 業者名

(株)NTTデータ北海道

3 特定理由

本業務は、(株)NTTデータ北海道社製の財務会計システムの運用支援や障害時の復旧作業等の保守を実施するものである。この業務を的確に実施するためには、財務会計システム全体に対する正確な知識と熟練された経験が必要となる。また、本システムの構築情報は、外部に公開されていないことから他社では、業務を遂行することはできず、この業務を実施する能力を有している業者は、財務会計システムの構築を行った(株)NTTデータ北海道の1社しか存在しない。

このことから、(株)NTTデータ北海道を特定する。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

令和 7 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 料金統合サーバ運用支援及びシステム保守業務（上期）
- 2 業者名 株式会社 NTTデータ北海道
- 3 特定理由 本業務は、令和5年度に調達した料金システム用の統合サーバについて、運用支援及びシステム保守を行うものである。
料金統合サーバは、複数の業務システムが稼働しており、各業務システムは安定稼働が求められる重要性が高いものである。
よって、本業務の受託者は、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作及び当局の運用環境等について熟知し、確実な問題解決と、システム不具合や障害発生時の速やかな復旧対応が可能であることが要件となる。
上記業者は、料金統合サーバを構築し、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作・当局の運用環境等について熟知している唯一の業者であり、これらの条件を満たす者は他にないことから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第21条の13第1項第2号

令和 7 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 業務統合サーバ運用支援及びシステム保守業務
- 2 業者名 株式会社 NTTデータ北海道
- 3 特定理由 本業務は、令和3年度に更新した業務統合サーバについて、サーバの運用支援及びシステム保守を行うものである。
業務統合サーバ上では、複数の業務システム（顧客管理、マッピング、ファイリング、水質情報管理等）が稼働しており、各業務システムは安定稼働が求められる重要性が高いものであるため、本業務の受託者は、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作及び当局の運用環境等について熟知し、確実な問題解決と、システム不具合や障害発生時の速やかな復旧対応が可能であることが要件となる。
上記業者は、業務統合サーバを構築し、かつ令和6年度までの本業務を実施してきた唯一の業者であり、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作・当局の運用環境等について熟知していること、また、これらの条件を満たす者は他にないことから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第21条の13 第1項第2号